

中小企業省力化投資補助金について

株式会社 GIMS 中小企業診断士 寶積 昌彦

https://gims-consulting.com/houzumi@gims.co.jp

今年度から新しく実施することとなった中小企業省力化投資補助金。人手不足への対応は印刷業界だけでなく、国内全ての産業・業種に共通の課題となっています。この補助金は現場での作業負担を軽減するための設備投資を支援するものとなっています。今回はこの補助金について現状、分かっている点を中心に解説を行いたいと思います。

●中小企業省力化投資補助金の主旨・目的

中小企業省力化投資補助金という施策の主旨について押さえておきましょう。公募要領「事業の目的」には以下の文章が記されています。

人手不足に悩む中小企業等が IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とする。IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品で補助の対象となるものをあらかじめ登録・掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

ここでのポイントは、省力化における「汎用製品」である点です。同じ省力化設備でも、ものづくり補助金の省力化オーダーメイド枠と差別化している点に分かります。単体で導入し即効性が高く、かつそれほど価格が高くない汎用製品を対象としていることが分かります。

補助額と補助率

それでは、次に中小企業省力化投資補助金の補助額と補助率を見てみましょう。補助額と補助率は下記図の通りです。

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	200万円	中小企業 1/2
6～20人	500万円	
21人以上	1,000万円	

図：中小企業省力化投資補助金の補助額と補助率

補助率が1/2であることから、21人以上の場合でも2,000万円くらいの設備を想定しているようです。なお、賃上げを実施する会社については補助上限額をUPすることとなっています。

申請にあたって理解しておく用語定義

中小企業省力化投資補助金では当該制度特有の用語が出てきます。先にこの用語定義について押さえておきましょう。

用語	定義
製品カテゴリ	特定業務に使用され動作原理や外観、規模等が類似する製品の分類
カタログ	省力化製品が登録されている製品リスト
省力化製品	製品カテゴリに属し製品カタログに登録された汎用製品
製品製造事業者	省力化製品を製造するメーカー
販売事業者	省力化製品を販売する事業者(商社・販社)

図：省力化補助金における用語の定義

用語定義通り、本補助金では先行して製品のカテゴリを申請し、その後承認されたカテゴリに該当する省力化製品を登録して製品カタログを作成することで初めて補助金の申請ができる事になります。つまり、製品カテゴリの登録ができなければカタログに省力化製品の登録ができず、補助金申請もできないという事になります。

現在登録されている製品カテゴリ

7月時点において印刷業界で活用が可能な製品カテゴリは4点になります。

製品カテゴリ	製品イメージ
M デジタル紙面色校正装置 (グラビア・紙器パッケージ用デジタルブルーフ)	
O 丁合機	
P 印刷用紙高積装置	
Q インキ自動計量装置	

いずれも製品カテゴリは登録されているのですが、製品登録はされておらず現時点では申請ができない状況です。しかしながら早晩製品登録がされるものと考えます。

申請方法について

申請については、販売事業者との共同申請という形態になります。大きな流れは下記の通りです。



販売事業者との共同申請という事もあり申請者の負担はかなり軽減されていると考えます。

今回は今年から始まった中小企業省力化投資補助金について解説を行いました。当該補助金はこれから3年間実施する予定です。また製品カテゴリや登録する製品も逐次増加するようですので、登録状況を確認しつつ自社に最適な設備をご検討ください。

